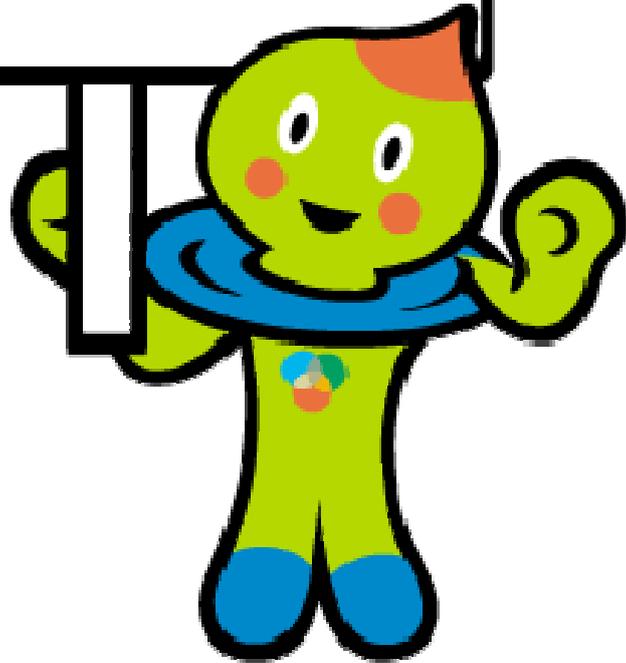




滋賀県企業庁 の 水質管理体制



滋賀県企業庁浄水課

令和4年3月作成

安全で良質な水を安定して供給するため 水質管理に取り組んでいます

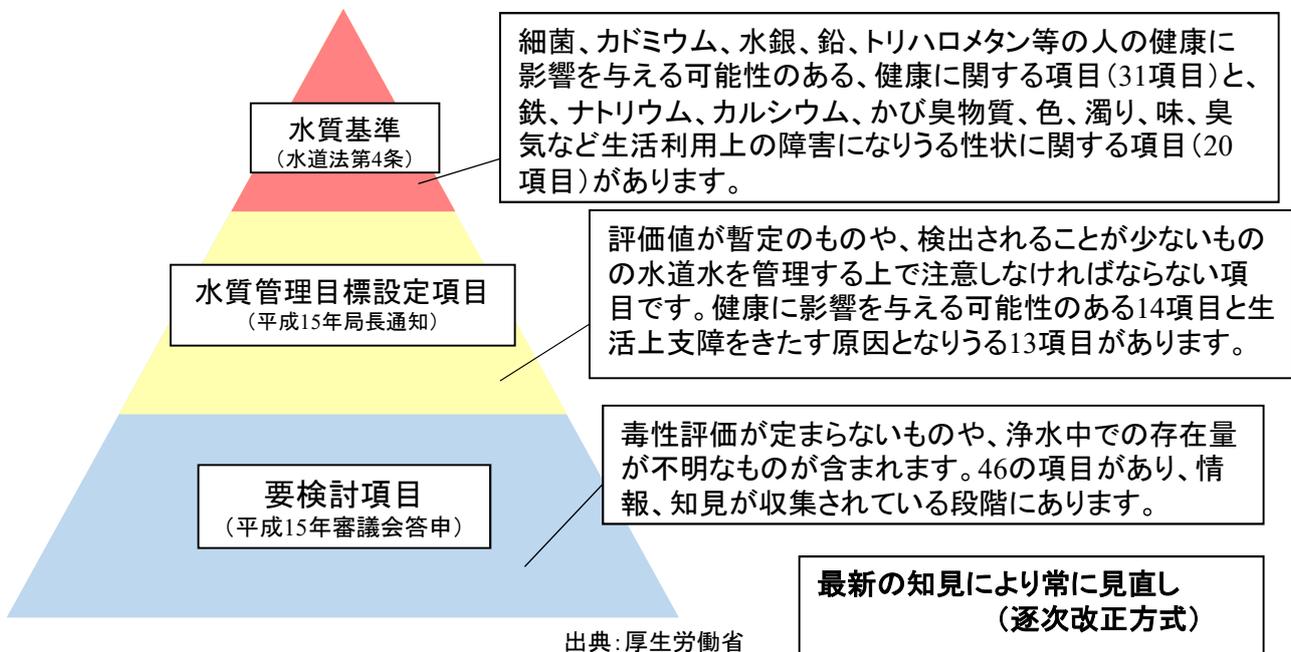
1. 検査内容

滋賀県企業庁では、水道法に定められた水質基準51項目の検査を実施し、安全・安心して使用できる水を県下の8市2町に供給しています。

浄水処理後の水道水については、これら51項目が基準を満たしていることを検査で確認します。

水質基準51項目以外にも、水質管理目標として設定されている項目や、その他留意した方が良いと考えられる項目について毎年度新たな「水質検査計画」を策定し、これに基づいて定期的に検査を行っています。農薬類の一部やダイオキシン類等、当庁で分析できない一部の項目・物質について、検査業務を外部に委託しているものもあります。

これらの検査結果については、当庁のホームページにて随時公開しています。

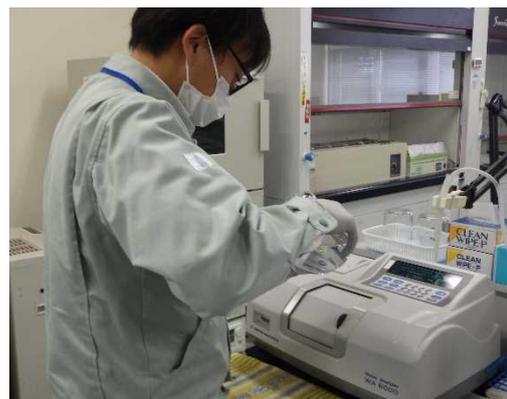


2. 主な検査設備

水質検査には高性能な各種分析機器を導入・活用しています。右のページにあるのは、それら機器の一部です。

水質基準51項目の検査では極めて微量な成分を分析するものも数多くあるので、そういった成分でも正確に検出できるような、高性能な分析機器が必要となります。

当庁で行っている水質検査で使用している機器としては、高速液体クロマトグラフ、誘導結合プラズマ質量分析計、液体クロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ質量分析計、非分散型赤外線ガス分析計、色濁度計、紫外可視分光光度計、イオンクロマトグラフ、還元気化水銀自動測定装置などが挙げられます。



※()内は測定対象



①高速液体クロマトグラフ
(洗剤の成分等)



②誘導結合プラズマ質量分析計
(鉄、アルミニウム等の金属)



③液体クロマトグラフ質量分析計
(フェノール、消毒副生成物等)



④ガスクロマトグラフ質量分析計
(トリハロメタン、有機溶剤等)



⑤非分散型赤外線ガス分析計
(有機物)



⑥色濁度計
(色や濁り)



⑦イオンクロマトグラフ
(亜硝酸イオン等の各種イオン)



⑧還元気化水銀自動測定装置
(水銀)

3. 検査頻度(法律に基づく定期水質検査)

水道水の飲用により人の健康を害したり、飲用に際して支障を生じるものであってはならないという観点から水質基準が定められています。

項目 No	水質基準項目	基準値	検査点 法定検査頻度	検査計画頻度				使用機器 (p3参照)	
				供給点(給水栓)		浄水池	原水		
				代表以外	代表3箇所				
健康に関する項目 ⑳	1 一般細菌	100個/mL以下	月1回	12	12	12	12		
	2 大腸菌	検出されないこと		12	12	12	12		
	3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下		4	12	12	12	②	
	4 水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下		—	12	12	12	⑧	
	5 セレン及びその化合物	0.01mg/L以下		4	12	12	12	②	
	6 鉛及びその化合物	0.01mg/L以下		4	12	12	12	②	
	7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下		4	12	12	12	②	
	8 六価クロム化合物	0.02mg/L以下		4	12	12	12	②	
	9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下		4	12	12	12	⑦	
	10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下		4	12	12	12		
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下		4	12	12	12	⑦	
	12 フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下		4	12	12	12	⑦	
	13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下		4	12	12	12	②	
	14 四塩化炭素	0.002mg/L以下		4	12	12	12	④	
	15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下		4	12	12	12	④	
	生活利用上の障害に関する項目 ㉑	16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	年4回	4	12	12	12	④
		17 ジクロロメタン	0.02mg/L以下		4	12	12	12	④
		18 テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下		4	12	12	12	④
		19 トリクロロエチレン	0.01mg/L以下		4	12	12	12	④
		20 ベンゼン	0.01mg/L以下		4	12	12	12	④
		21 塩素酸	0.6mg/L以下		4	12	12	—	⑦
		22 クロロ酢酸	0.02mg/L以下		4	12	12	—	③
		23 クロロホルム	0.06mg/L以下		4	12	12	—	④
		24 ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下		4	12	12	—	③
		25 ジブromクロロメタン	0.1mg/L以下		4	12	12	—	④
		26 臭素酸	0.01mg/L以下		4	12	12	—	
		27 総トリハロメタン	0.1mg/L以下		4	12	12	—	④
		28 トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下		4	12	12	—	③
		29 プロモジクロロメタン	0.03mg/L以下		4	12	12	—	④
		30 プロモホルム	0.09mg/L以下		4	12	12	—	④
		31 ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下		4	12	12	—	①
32 亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	4	12	12	12	②			
33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	4	12	12	12	②			
34 鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	4	12	12	12	②			
35 銅及びその化合物	1.0mg/L以下	4	12	12	12	②			
36 ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	4	12	12	12	⑦			
37 マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	4	12	12	12	⑦			
38 塩化物イオン	200mg/L以下	月1回	12	12	12	⑦			
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	年4回	4	12	12	12	⑦		
40 蒸発残留物	500mg/L以下		—	12	12	12			
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下		—	12	12	12	①		
42 ジェオスミン	0.00001mg/L以下	月1回	—	12	12	12	④		
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下		—	12	12	12	④		
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	年4回	—	12	12	12			
45 フェノール類	0.005mg/L以下		—	12	12	12	③		
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下		12	12	12	12	⑤		
47 pH値	5.8以上8.6以下	月1回	12	12	12	12			
48 味	異常でないこと		12	12	12	—			
49 臭気	異常でないこと		12	12	12	12			
50 色度	5度以下		12	12	12	12	⑥		
51 濁度	2度以下		12	12	12	12	⑥		

4. 水道GLP認定

当庁から送り出した水を安心してご利用いただくため、上水について、(公社)日本水道協会より水道GLP(水道水質優良試験所規範)の認定を受けており、水質検査の精度、検査技術の向上を図るとともに、安全で信頼性の高い水の供給に努めています。



滋賀県企業庁(水質)HP:
<http://www.pref.shiga.lg.jp/kigyousuishitsu/>